

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和7年2月20日

収支等命令者

佐賀県総務部法務私学課長 岸 川 啓 介

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和7年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務
- (2) 入札条件等 入札説明書による
- (3) 業務内容 令和7年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務委託仕様書による
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 納入場所 令和7年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務委託仕様書に記載のとおり

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 別に定める競争入札参加資格確認申請書を提出していない者は、本入札に参加することができません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書及び別に定める営業概要書を令和7年3月7

日（金）午後5時までに5の(10)の部局宛てに持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）又は郵送をしてください（郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着）。

(2) 申請書様式等の入手先

申請書様式等は、令和7年2月20日（木）から同年3月7日（金）までの期間に佐賀県ホームページに掲載するとともに、5の(10)の部局で随時交付します（休日等を除く。）。

4 入札に関する事項

(1) 入札参加資格の確認

3の(1)で提出された申請書の内容審査の結果により、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和7年3月14日（金）までに通知します。

(2) 入札日時及び入札場所等

ア 日時 令和7年3月26日（水）午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館5階 総務部部内会議室（法務私学課内）

(3) 入札方法

入札は、別に定める入札書により、本人若しくは代理人による郵送又は直接持参による入札とします。

なお、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状を提出してください。

(4) 郵送による入札書の郵送先及び提出期限

郵送により入札書を提出される場合は、5の(10)の部局に書留郵便により令和7年3月25日（火）午後5時までに必着するように郵送してください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、佐賀県公報（PDFファイル）1ページあたりの作成単価とし、消費税額及び地方消費税額を含まない金額とします（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。）。

5 その他

(1) 入札保証金

ア 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定により、入札書の提出期限までに、見積金額（入札書に記載する金額（1ページ当たりの単価）に年間の見込数量（2,638ページ）を乗じて得た金額であって、消費税額及び地方消費税額を含む金額。以下同じ。）の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除します。

(ア) 当該競争入札について佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、この場合において、実績を証する契約書の写し及び業務を適正に履行完了したことが確認できる書類の写しを、3の(1)の提出期限までに提出してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項により、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(2) 契約保証金

規則第115条第1項の規定により、契約締結の際に、契約見込金額（落札金額（1ページ当たりの単価）に年間の見込数量（2,638ページ）を乗じて得た金額であつて、消費税額及び地方消費税額を含む金額。以下同じ。）の100分の10以上に相当する金額を納付してください。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除します。

ア 当該競争入札について佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約見込金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、この場合において、実績を証する契約書の写し及び業務を適正に履行完了したことが確認できる書類の写しを、入札後において別に指定する日時までに提出してください。

（ただし、5(1)ア(イ)の規定により入札保証金を免除された場合は、あらためて当該書類の提出は不要とします。）

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格がないもの

カ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認める場合

- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
- ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価が、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札（1回目の入札を含め3回を限度）を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度の入札は、後日、日を改めて行います。
- エ 再度の入札においても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。
- (7) 詳細は、入札説明書及び佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務委託仕様書を確認してください。
- (8) この公告に掲げる契約は、令和7年2月定例県議会において当該契約に係る予算が成立しない場合は中止し、又は延期します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。
- (9) 契約内容を示す場所、問合せ先
- 郵便番号 840-8570
佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部法務私学課 法制担当（新館5階）
電話 0952-25-7003
E-mail : houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp